

新 城 市 議 会

総 務 消 防 委 員 会

令和3年3月11日（木曜日）

総務消防委員会

日時 令和3年3月11日（木曜日） 午前9時00分 開会  
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 総務部

|        |            |
|--------|------------|
| 第2号議案  | 「質疑・討論・採決」 |
| 第3号議案  | 「質疑・討論・採決」 |
| 第39号議案 | 「質疑・討論・採決」 |
| 第48号議案 | 「質疑・討論・採決」 |
| 第49号議案 | 「質疑・討論・採決」 |
| 第52号議案 | 「質疑・討論・採決」 |

出席委員（6名）

|           |                |
|-----------|----------------|
| 委員長 小野田直美 | 副委員長 佐宗龍俊      |
| 委員 柴田賢治郎  | 山田辰也 長田共永 滝川健司 |
| 議長 鈴木達雄   |                |

欠席委員 なし

傍聴者 なし

説明のために出席した者

総務部、企画部、鳳来総合支所の課長職以上の職員

事務局出席者

事務局長 林 治雄 議事調査課長 松井哲也 書記 後藤知代

開 会 午前9時00分

○小野田直美委員長 ただいまから総務消防委員会を開会します。

本日は、10日の本会議におきまして、本委員会に付託されました第2号議案、第3号議案、第39号議案、第48号議案、第49号議案及び第52号議案の6議案について審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

最初に、第2号議案 新城市公共駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、質疑お願いいたします。

本会議でも話が出たものですから、まだ疑問点が少しあるものですから伺いたいと思います。

この駐車場条例、地方自治法にのった条例が当然つくられてくるんですが、まず今回のこの駅の前のところの駐車場になることに特に躊躇するんですけど、近隣に対する市民福祉の点でどういう目的だということを伺います。

○小野田直美委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 近隣の住民に対してということと、周辺も含めて市民に対してどう福祉を向上していくかということでお答えさせていただきたいと思いますが、駅周辺の商店街等を利用される方への駐車場という意味合いもございますので、そういった形で御利用いただくということもあると思います。

それから、JRの利用者の方がパークアンドライド的に使っていただくということも想定されますので、そういった広い意味で市民に広く使っていただけるような駐車場ということと、周辺の方も、商店街に来られる方の利用ということで商店街の活性化といえます

か、そういったこともつながっていただけらなとは思っております。

○小野田直美委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 当然、駅前の駐車場ですから、通勤、通学等に使われるということで考えておりましたし、今、聞こうと思ったところが買物にも利用されるということで、この駐車場にはやっとできたなという感があって、非常にいいものだとは私も感じておるんです。

どんな駐車場ができるのかということで、今、説明を聞きまして、買物とか通勤、通学、ちょっと台数的には余り多くないんですが、精いっぱい頑張っていたいただいたということなんですが、今回その点を考えると無償にしてほしかったなというのが少しそういう感じもあるんですけど、有料にした一番の理由について伺いたいと思います。お願いします。

○小野田直美委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 昨日の本会議でも部長から御答弁させていただいたかと思いますが、駅周辺、近隣で時間貸しであったり、月ぎめで駐車場として貸しておるというような事業者が見えますので、全く無料としてしまいますとそちらの事業所の営業に影響がかなりあるかなというところもございますので、同じぐらいの料金設定をさせていただいて、山田委員御指摘の台数も10台と少ないものですから、逆にそこに集中されて、例えばパークアンドライド的に利用される方が日中ずっとそこに止めっ放しというようなことになりまして、今、夕方以降のお迎えの車の交通整理ということが大きな目的にもなっておりますので、そういった利用がなかなか利用しにくくなるということも想定されますので、今回は周辺の事業所も含めてそういったことを考慮して有料とさせていただきました。

○小野田直美委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 台数をもっと止められるとよかったですけど、その辺はちょっと苦し

い現状も分かってくるんです。

近隣の、官が民を圧迫しないようにというこの金額、30分がただであと30分ごとにと、最大は500円でしたかね。その点、必要だと思うところもあるんですけど、先ほど市民サービスを取るか、官が民を圧迫するところを取るかというのは非常に厳しいところなんですけど、この設備も当然伴うものですから、費用対効果の点ではどのような考えで、市民病院みたいにバーが上がったり下がったりしないということも考えられたと思うんですけど、この費用対効果の点については厳しいのではないかと思いますけど、その辺を伺います。

○小野田直美委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 確かに、今回整備します駐車場のほうに、当然精算機ですとか防犯カメラ等々機器を設置しますし、維持管理費当然かかりますので、それを全て使用者の料金収入で賄うというのは現実的には厳しいのかなと考えております。

そこは、先ほども言いましたが、駅利用者の利便性ですとか、交通渋滞の緩和とか、駅周辺の商店街の活性化とか、そういった住民サービスが全般的に向上するという事で単純に営利目的ではないものですから、そういった意味でこういう料金設定をさせていただいて、こういう駐車場の形態にさせていただいたということでございます。

○小野田直美委員長 ほかにありませんか。

長田共永委員。

○長田共永委員 駐車場、御存じのとおりこの道は、この10台では足りないと思うんですけど、一番金曜日の雨の日などは的場の公民館ぐらいいまで、極端なことを言うと車が連なる。そうした部分で、大変ありがたいことだとは思いますが。

まず駐車場の送り迎えの動線、こちらをまず明確にさせていただきたいと思うんですけど、駅から降りるときと車の出入りの、こちらの

動線という形、これをまず明確にしてほしいんですが、その点どのように考えているかということをお教えください。

○小野田直美委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 駐車場のほうの動線は市道栄町線のほうから、北側から入る、もしくは南側から回って、東側からしか駐車場が入れませんので、東から入っていただくということになります。

駅前にもロータリーといいますか車寄せが3台ほどありますので、そちらのほうへ、西側から入った一方通行になりますので、そちらへ着けていただく車が何台かあるかと思います。

それ以外はこの駐車場を30分無料で使わせていただくという形で、駅前のロータリーについては西側から東への一方通行ということになっております。

○小野田直美委員長 長田共永委員。

○長田共永委員 あわせて、今、すいません、言葉足らずだったかもしれないんですけど、人のほう、人が駅から降りてくるほうの道というのはどういうふうなルートになっているかということを併せて確認したかったんですけど。

○小野田直美委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 駐車場へ向かう方がということでもよろしいでしょうか。

○長田共永委員 両方。

○阿部和弘行政課長 駐車場から駅へ行かれる方とか。

○長田共永委員 駅から降りて、学生さん方のお迎えが多いので、両方。

○阿部和弘行政課長 駅から降りた方と駐車場へ止めて駅へ向かう方、はい。

駅の東側のところで、道路横断帯がありますので、そこを降りていただきますと、今回資料で提出させていただいた平面図を御覧いただきますと、6番と7番のところに斜めに切ったような四角いところがちょっとあるかと思うんですけども、これが要は歩いて抜け

る道ということになりますので、これを通していただくと駅前の大きい道に出て、少し右に行っていただくと5番、4番あたりから駅側のほうに、北側に道を渡っていくという流れになります。

○小野田直美委員長 長田共永委員。

○長田共永委員 ごめんなさい。資料提供いただいた駐車場の平面図ではなくて、駅全体を見ていたもので、分かりました。

あと、事故のないように安全の確保と併せて利用から30分の無料のアナウンス、これをしていただきたいなと思って、その工夫というのはあるのでしょうか。

○小野田直美委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 駐車場自体できたということ、いろんなところで周知をさせていただきますので、そこで併せて30分最初無料ですということ、お迎え等にはそちらのほうをできるだけ御利用くださいということはアナウンスさせていただきたいと思えます。

それから、一応駅の駐車場内に大きな料金看板も付けます。そこで、30分まで無料というようなものも大きく目立つように表示させていただきますので、現場で見ただけでも分かるような形はさせていただいております。

○小野田直美委員長 長田共永委員。

○長田共永委員 少し外れるかもしれませんが、これはあくまでも暫定整備だということで、その再確認だけさせていただきます。

○小野田直美委員長 建部総務部長。

○建部圭一総務部長 この事業そのものが都市計画課のほうで新城駅南地区整備事業の中で駐車場も整備したということで、都市計画のスタンスとしては暫定というふうには伺っておりますが。

○小野田直美委員長 ほかに質疑ありませんか。

滝川健司委員。

○滝川健司委員 少し長田委員と関連したような質問なんですけど、今、暫定整備ということでそういう私たちも認識しておりますけども、この駐車場の位置は本格整備のときはなくなるわけですよね。

○小野田直美委員長 建部総務部長。

○建部圭一総務部長 その辺もちょっと私からお答えしにくいんですが、そういうことは都市計画課からはちらっと話は聞いておりますが。

○小野田直美委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 暫定なもので、こんな形状では確かなくて、本格的なときの図面も確認しておりますけども、全然こんな位置に駐車場はなかったと、それはいいとして。

多目的スペースというか、駅前広場のほう、別の所管なんですけど、これも本格整備のときは残るのかということ、それから駐車場の件ですので駐車場中心に聞きますけども、この駐車場の前面道路、東側の道路は何メートルまで、車両がすれ違えるような道幅ですか。

分からなければいいです。

○小野田直美委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 詳細の道路幅は見えておりませんが、すれ違いができるか、ぎりぎりぐらいの幅の図面になっております。

○小野田直美委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 道幅的には、多分直進同士ならすれ違えるんですけど、出入口ですのでカーブのところかというと、なかなかやっぱり対向車が来た場合、お互いに気を付けないと難しいような出入口になっているなという感じですよ。

その辺の入れにくさの問題で、果たして送迎に来てくれた人がわざわざここへ30分無料だからといって入れていただけるかどうかというのは疑問で、そうなるとうちのS字状のカーブ、この道路沿いに止めてそこで待機してしまわないか。

それで、ここは当然駐車禁止措置をしてお

ると思いますが、運転手が乗って人の乗り降りする程度だったら、駐停車禁止になっているのかということによっては特にわざわざこの駐車場へ入れていなくてこの道路沿いに、またいつものようにずらっと並ぶ。この駅前広場前だけの送迎自動車乗降車場スペースだけではとても今までの状態がさばき切れるスペースではないよね、これは。という状況だと思うんです。

そこまで考えたときに、こういう設計が果たして利便性にかなった設計であったかという、そもそも論には今さら立ち入りませんが、暫定が10年でも20年でも30年でも暫定ということで、という心配があるものでその辺の措置と、そういった場合にどういった対応を取られるのかということ、それはモラルの問題とか、いろいろありますので、ここでどうのこうのありませんけど、そういう心配があるという状況です。

駐車場については、少し確認しますが、ちょうど本会議でも出たんですけど、コイン式ということで車を止めるとセンサーが感知して、下から車止めが出るようなやつでしたか、ちょっと形式が輪止めが上がるようなタイプなのか、どういうタイプでしょうか。

○小野田直美委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 今回は、フラップレス方式という方式を採用してしまっていて、輪止めをまたいで止めると下から跳ね上がって出れなくなるというような方式ではなくて、全くフラットな状態で、何もない状態の駐車場のところに、下にセンサーがありましてそこで上にものを感知すると駐車したということで精算機が時間を計りだすというような方式になっています。

○小野田直美委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 ということは、センサーで感知して料金測定できるけど、止めて無視して出ていっても分からない、出ていく可能な駐車場、ただし防犯カメラでそういう人をチ

ェックしている、そういうタイプということではよろしいですか。

○小野田直美委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 おっしゃられるとおりで、防犯カメラを5台で全方向を撮影しまして、車両が特定できるような状況にはしておりますし、各駐車スペースのところに料金が課金中であるか、出庫が可能であるかと、赤と緑のランプで表示をするような機械がそれぞれ設置されます。

そここのところで、精算が済めば緑色になって出庫可という表示のところにランプが付くので、表示で分かると。そここのところにも、もし仮に精算せずに出た場合は、そのタワーのところにフラッシュライトがありまして、そこで発光して何らかの注意を喚起するというようなところもありますし、最終的に出てしまいますと精算機のところにも黄色いパトライトと、未精算ですという音声を発する装置がありますので、何らか未精算で出ていったというのは自覚していただけるような仕組みにはなっております。

○小野田直美委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 分かりました。そこまで悪意を持ってやる人はいないと思いますけど、そういうケースも考えられる。要するに、顔が映らなくて、ナンバーと顔が映るのか分からないけど、ナンバーは偽造ナンバーならあと誰か分からなくなってしまうし、顔も映らなければやろうと思えばできてしまうということだと思います。そんな方はいないという前提だと思います。

それから、この精算機は雨の日でも屋根があるのか、乗り降りしなくても車からできるタイプではないですよ、これ。

○小野田直美委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 精算機は、テントといいますかちょっとした囲い、上屋がありますので、よくあるタイプのものになります。

それから、位置的に車に乗ってという状況

にはできないのかな、そういうつくりになっております。一度、事前に乗られる前に精算をして乗って帰っていただく、よくあるタイプの精算機です。

○小野田直美委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 駅、送迎に来た方はここで乗ってずっと待っていればいいし、降りることはないけど、ただ精算のときにはどうしても降りなければいけない、あるいは雨の日に傘を差してというのは利便性には欠けるようなタイプなのかなと思うんです、それはよしとしましょう。

それで、この料金箱と駐車場全体の管理はどのようにされるのでしょうか。料金回収とか、施設防犯カメラの点検、電気施設等の管理はどのように維持管理は計画されていますか。

○小野田直美委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 料金につきましては、行政課で定期的に、遠隔の管理システムで今どういう状況、料金がどのぐらい支払われておるとか、どのぐらいの課金があったとかというのが見れますので、あと釣銭も足らなくなったりする可能性もありますので、最低週1回とか、そのぐらいで料金回収、釣銭の確認というのはする予定でおりますし、あと防犯カメラ、精算機、電気系統の点検等は業者委託をお願いする予定でおります。

○小野田直美委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは料金的管理は行政課がやられる。現金の管理としては、ここのボックスにあるうちはいい。それで、回収してきていつ回収するのか、回収してきて事前に幾ら入っているのか、遠隔で分かる。じゃあ、その金額は確認できた。それをすぐ会計課で入金する。そういった現金の取扱いについてはそういう形ですか。

○小野田直美委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 料金回収しまして、現金を持ってきまして、システムでの課金状況

とあと現場のほうでも全体のログ、レシート形式で幾ら払った、幾ら未払いで出ていったとかそういうログが出ますので、それと現金を付け合わせしまして、その確認が取れば会計課で入金、一旦多分歳計外現金で受けて、それから一般会計のほうへ歳入として受け直すというような流れになるかと思いますが、一応当日、その日のうちの現金を会計課へ納めるような形で考えております。

○小野田直美委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 最後に安全対策確認します。この駐車場出入りもしにくいし、入ってから方向転換もこの車線スペースで頭から突っ込んだ人はここでバックしてやるのか、ちょっと方向転換がしにくいような状況です。

高齢者でアクセルとブレーキを間違えたような場合に、どこかの豊橋駅だったかな、どこかの駅でもタクシーがビルへ突っ込んだという事例があったと思うんですけど、そういう事案のときに、この駐車場を飛び越えて道路のほうへ行ったり、民地のほうへ行くというような可能性もゼロではないですけど、そのための防護柵的な、これは何があるんですか、フェンスですか、赤い点線はケーブルなもので、周りにそういった安全対策の施設というのはありますか。

○小野田直美委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 資料でいきますと、16ページに駅前広場全体の図面を付けさせていただきます。右側が今回整備する駐車場のところなんですけど、東側の真ん中のところの車両の出入口と、西側の斜めに切ったところが歩行者用の出入口になりますので、そこの出入口以外のところは全てフェンスで囲って、誤って外の道路にそのまま出してしまうとか、そういったことはフェンスによって防いでおるということであります。

○小野田直美委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 一応、周囲にはフェンスがあるという、そのフェンスの強度まで確認し

ませんが、それなりの事故には耐えられる強度であることを祈っておりますけど、一応フェンスで区画してあると。

あとは、出入りがしにくそうですので、利用者に対する周知と利用の仕方等の事前アナウンスをよろしくしていただきたいと思うんですけど、利用に当たっての注意事項とかそういうものは、先ほど駅に看板、説明書という形ですけども、駅を利用する人ではなくて、車を利用する人がわざわざ駅まで行ってそれを見ることはないはずですので、そういう駅を使わない車だけの人はどうやってアナウンスするかということについて確認します。

○小野田直美委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 駅のほうに看板をということではなくて、現場の駐車場の中に大きめの料金看板、料金が30分無料で1時間100円で上限500円というような大きな表示をするものと、あと精算機の横にその精算の仕方とかを図で示したものを横に設置しまして、精算方法を事前に確認していただけるようなことにしております。

それから、確かにおっしゃるとおり7番、8番とかその辺は止めにくいような形状になっておりますので、事故が起こらないような形で何等か現場のほうで周知、張り紙等をしたいなと思っております。

○小野田直美委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 最後にしますけど、確かにこの角地とか、止めるのに至難の業だと思いますし、フェンスが間近に迫っているともつくる新城の二の舞でフェンスがべこべこになるのが目に見えておりますので、しっかり管理だけはしてください。

○小野田直美委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第2号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第3号議案 新城市新城公共商社設立審議会条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、質疑に入りたいと思います。

昨日の本会議も踏まえて関係する質疑になると思うんですけど、順々に行きたいと思っておりますので。

まず、これは、条例の制定に当たって、基本的なところがちょっとまだ理解が私、できないんですね。公共と商社というのは、言っていることは分かるんですが、共通点が見えてこないものですから、もう一度趣旨について強く訴えるところがあつたら伺いたいと思いますが、お願いします。

○小野田直美委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 せんだって、議員の皆様にお配りをさせていただきましたが、新城公共商社基本計画というものを配付させていただきました。

その基本計画に基づいて、今後設立を予定しております新城公共商社について、まずは公共商社がどんな組織の在り方か、どういった形態がいいだろうかというようなことをこの審議会において、調査、審議をしていただくということ。それと、公共商社が設立した後、どういった出資割合がどのような在り方が

いいかだとか、どんな事業者が参加してもらったらいのだから、それから、公共商社が扱うであろう事業者さんの選定の基準であるとか、あるいは商品の基準であるとか、そうしたものをまずは設立審議会の委員の方が調査を審議しながら決めていくと、そうした位置付けの設立審議会というものでございます。

○小野田直美委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 そういうふうに答えられると思っておったんですが、この商人とお役人と、一般の方から見て条例が制定されるに当たってどんなふうな感じを受けるかって、僕、話をみんなにしたんですが、どうもこの商人のやっていることとお役人がやっていることは、相反するところがあるものですから、「また、そんなものをつくるのか」という声がやっぱり聞こえてきました。

本会議の質疑の中でも、山崎議員もぼやっとしか見えてこないというところで、私もその辺はぼやっとしか見えてこないんです。

この設立審議会の中には有識者、大学の教授とか金融関係とか市長も副市長も入っているんですけど、商売に関する方の意見というのは十分話の協議の中に入っておられたんでしょうか、伺います。

○小野田直美委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 この1年間、令和2年度において、新城公共商社準備会という委員会を9名の委員の方にお問い合わせを、いろいろとお話をしながら意見をお聞きしてまいりました。

9人のメンバーは飲食業の方や旅館業、金融機関、農業分野の方もお見えになりますけれども、そうしたところから専門的な御意見をいただきながらまずは公共商社の基本計画というものをつくり上げてきたと、この1年間準備を進めてまいりました。

設立審議会のメンバーの皆様方においては、その基本計画に沿いまして、公共ですので、市内に今ある事業者さん、それからいろいろ

な新城産品、その中からいいもの、このデータベースをつくるということがまずこの来年度以降進めていくわけですが、設立審議会としましては、事業者さんから様々な商品のデータ、それから生産時期であるとか、生産の量だとか、いろいろなデータをデータベース化する中で、例えばですが、A社とB社のデータを見たときに、マッチングするようなことも考えられるということも出てくるかもしれませんが、そうしたデータを集めていく中で新しい形のものを、事業所さんを後押しする、事業所さんの支援になるようなものをこの審議会の中で見出していければ、それは一つの成果になるのかなと考えております。

○小野田直美委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 当然、この新城市は限られた資源も有効に使わなくてはいけないし、市長が言っていたように、最初のアイデアがふるさと納税から伸びてきたような他市の例も挙げています。市長の言う新城市のいいところをもって稼ぐ力というのを持ってきたと思うんですけど、新城市というのは御存じのように愛知県の中で38市中、一番問題が多い。問題というのは人口の減少とか生活の水準です、これが厳しいところなんです。

商工業界の新城の商工業で皆さん、いろいろやられている方もおりますが、工業は新城市の中では割と伸びているんですけど、商業が実は一番苦しいところになっているのは、よく御理解していただけるかなというところなんですけど、工業関係はものをつくってその差益を得るんですけど、ものを売るほうというのは人口と非常に関係してくるんです。ですから、私、特に力を入れていたかなというところがこのものを売ったりする商売なんですけど、そのあたりは設立に関して準備をする準備会の中で話合いはあったんでしょうか、伺います。

○小野田直美委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 この1年間検討し

てまいりました準備会の中でも、売る際どういった販売の形態がいいだろうかというものの中で、1つ昨日の本会議でも出ておりましたが、ECサイト、インターネットを利用した通信販売のサイト、そうしたものを1つやるのも案として出ております。

方法については、いろいろな全国的な事例も参考にしながら新城市に合った、新城市らしいECサイトを立ち上げていくというのも、これまでの準備会の中で1つ出てきたというところがございます。

○小野田直美委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 ECサイトの話が今ありましたけど、インターネットの時代なんですけど、広域でも確か東三河のものを東京で販売しようというのがあったんですけど、それらの成果とかいうのは話の中で出てきましたでしょうか、伺います。

○小野田直美委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 広域と言われますと、奥三河観光協議会だとか。広域連合。

広域連合の関係では、特にそこに言及しての意見というのはなかったかなと記憶はしておりますが、様々なECサイト、そうしたホームページ等々ある中で、特色あるもの、新城らしいものをつくっていく必要があるというような御意見を委員の方々からいただきました。

それについてまずは、先ほど申し上げた市内の事業者さん、商品、新城製品のデータをいま現在はいろんなところで、それぞれの部署でデータとしては持っておられると思いますが、それを一元的に集約するようなどころというのがいま現在ないものですから、それを一元的に管理、集約していくことで見えてくるものというのが出てくるだろうというものがありますので、そうしたところも参考にしながらインターネットサイトを利用していくというようなことをいま現在は考えておるところであります。

○小野田直美委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 当然、データベースも必要ですし、この公共商社設立の基本的な考えの中にこれが入っているのは、市長からの話を聞いておるんですけど。

先ほど、市民の目から見てというところで伺いたいんですけど、新城市で何が一番工業関係で有名なのかとか、こういう点について全国でも優秀な会社があるとか、観光資源は先日いろいろ聞いてきたんですけど、この中でデータベースをつくる前に、会議の中で新城で特に有名な会社のものとかそういうものについて、例えば大野でつくっているイヤホンとか、それとか人工関節に関しては川田にあるチタンを使っている会社とか、プラスチックでつくっているお皿とか、そういうのは議題に上がってきていいところというのは話に出たんでしょうか、伺います。

○小野田直美委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 今年度の準備会の中におきましては、今既にあっているものという話、商品等々話題としては上がってまいりましたが、この新城公共商社でまず目指すところの1つとしては、市内業者を支援するということに重きを置いたところもあります。

言い方が適切ではないかもしれませんが、放っておいてももうけてくれるところとか、やっていける事業者さん、もうインターネットサイトを利用してどんどんやっていくような事業者さんが見えになれば、それはそれで進めていただければよいだろうと。

ただ、そういった中におきましても、やりたいんだけどやり方が分からないとか、インターネットってどうやってまず始めればいいたろうとか、そうした事業者さん、気持ちはあるけれどもなかなか一歩が踏み出せないというような事業所さんをこの公共商社が後押しする、支援をするというようなものが必要だということに重きを置き、準備

会の中では話をしてきたという経緯がございます。

○小野田直美委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 商業、工業だけではなくて、農協関係の地産地消から全国に発信したいというのもあったんですけど、今言ったのは支援するための1つのデータベースとかいろんなものをつくるというのは分かるんですけど、農業の支援でも若者が来ない、当然商売だったらこの第2世代がこの新城市内のお店、継ぐところがほとんどないですよ。気が付いたら、衰退して商売を閉めたり、継ぐ人がいないから空き家になっていくようなところが多い中で、その根本的な問題については、いいものをつくるというのは誰でも言えるんですけど、先ほど言ったように、人口がどんどん減って行ってシャッター通りになってしまうというのは御存じだと思うんですよ。

それで、全国津々浦々いろいろなところやっているんですけど、公共商社をつくれればさあそれで急に売れるわけではないんですけど、この会議の中で苦しい現状というのは話が本当に出たんでしょうか、伺います。

○小野田直美委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 今、委員がおっしゃられた点、重要な点として会議の中で話が出てきております。

事業の継承、すごい新城市のものとしていいものなんだけれども後継者がいないために、この先将来を見据えるといいものがなくなってしまうのではないかとというようなものも市内には多くあるよという話が委員から出ておまして、そうした事業継承も含めまして公共商社が担う役割というところを話し合っていました。

先ほど申し上げた頑張っていこうというような事業者さんの気持ちを支えていくとか、今後希望とか期待を感じてもらえるような役割を担い、事業の継承という課題を抱えている事業者さんにとっても今後何かしら新たな

商品だったり、何かアイデアだったりというものを後押しできるようなものをつくる役割がこの公共商社に求められていると。主にそういった話し合いを準備会の中ではしてまいりました。

○小野田直美委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 長くなってしまいうんですけど。

そのアイデアとか、いろんなものというのは、民間の第2世代とか、若い人がこの新城市で商売を起こしてやっていきたいという人を支援するというのも分かるんです。ただ、条例をつくるための審議会が果たして若者の第2世代の新城市の商売を利用するための人を助けられるのかどうかというのは、その辺が僕、疑問なんです。

計画というのはいつも立てるんですけど、この計画が本当にどんな方向に進んでいくかというのをこれから見ていかないといけないんですけど、一般の方だと商売というのはよく分からないと思うんです。でも、商売をしている人はよく分かると思うんです、この厳しい現状を。

ですから、僕も商売で苦労したということが分かるんですけど、簡単に言うと、どんな夢を展開していくかというのもやはり話に出たものですから、そこを一度説明していただかないと思うんですけど、いかがでしょうか。

○小野田直美委員長 答えられますか。

[不規則発言あり]

○小野田直美委員長 山田委員、最後お願いします。

○山田辰也委員 それはこれから決めることだと、きっとということですけど。

では、こういういろんな支援とかいうものも分かってきたんですけど、この新城市公共商社設立審議会条例の制定って、長く見ていくとこの条例が制定されると公共商社ができて、条例に合わせていろんなことが進むんで

すけど、予算が絡んでくるんですよ。だから、予算が費用対効果を生むかということ僕を言いたいんです。

以前、全員協議会のときに質問したんですけど、山湊についての意見は課長は「なかった」ということだったんです。その後の市長の話の中では、「よく話し合った」と言っているんです。その点について、両者の言い分について差があったものですからその辺を一度説明してほしいんですけど、いかがでしょうか。

○小野田直美委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 答えにくいかと思うんですけど、山湊の失敗した点について本当に考えているのかなと思うんです。そこが1つの、僕は乗り切れるかどうかというところの大きなポイントになると思うんです。

お金を用意すると、すぐ皆さん集まってきて、10年たったらお金がなくなって解散してしまうという、10年もっと続いたかもしれないね。その轍を踏んでほしくないんです。ですから、今言っているんですけど、この1つ聞きたいのは山湊のときの失敗の教訓をしっかりと持った条例の制定に基づいているかということのを伺います。

○小野田直美委員長 三浦企画部長。

○三浦 彰企画部長 それでは総括をしてお答えをいたしたいと思います。

山湊というのは一般質問のほうでお答えしたように、1つの株式会社でございました。市長も、この一般質問の御答弁の中でまちづくり会社ではなくて、この公共商社の目的は市内業者が稼ぐことの道を開くというものです。そのことが何かというのが、この基本計画にまとめられているという御答弁をさせていただいたと思います。

ただ、それだと何か輪郭がはっきりしない、ぼやけていると。そもそも準備会の中でどういう方向性でこの基本計画に至ったのかということの質問、それをお答えできなかった時

間的な制約もあったんですが。

まず、この公共商社については準備会の中で、なぜこの事業を行う必要があるのか、これは山湊だけではなくて様々な新城の今までの経過を踏まえて、先ほど課長が御答弁申し上げましたが、9人の委員がまずここから始まったと。その現状分析を行って、やっぱりさっき御質問ございましたように、域内の消費、これがどんどん減少している。そういう幾つかの課題も出ました、るるそれを言うことはできませんが。あと事業者の高齢化、これもあるだろうと。それから、それに加えて、新型コロナウイルス感染症、これが非常に追い打ちをかけて厳しい状態にある。

そういったことから、どんどん大きな問題として、先ほど御指摘がありましたように、地元事業者の減少に至っていると、こういったことから、ではこの先、この公共商社というか新城の商い、生業をどうしていくんだということでありたい姿の設定というものをしていたわけです。

そこには、当然今申し上げた問題の克服、地産地消の維持ですとか、地産地消の拡大、それから事業者をどうやって存続するのか、あるいは継続していくのか。それから、新しい生活様式の対応、コロナに対するもの、こういったものも御議論をいただいて、その上で先ほど申し上げた市内業者が稼ぐことの道をそれでも切り開いていく必要がございますので、新城のいいモノを次の世代へどうやって継承していくのかということをお議論いただいた。

では、そういった、なぜこの事業を行う必要があるのかということの次に、準備会ではどうやってこの事業を進めていくのかということが議論されています。

先ほど、一般質問のときからいろいろお答えをしておりますが、データベースをつくったり、それを情報発信する、例えば新城図鑑なんていう言葉も出ましたが、これはまた

審議会の中で御検討いただくことだと思いますが、そういったことから市民が、市外の方も含めて、新城にはたくさんいいモノがあると。これは皆さん知っているんですが、意外にじゃあ全部知っているのかということはどうなんだろう。これを明らかにして、各事業者、例えば農協さんですとかいろんな事業者がいますが、そういったものを集めて、新城の情報を集約する必要があるだろうと。今、どこにもないと思うんですよね。ある程度のはあるんですが、全部まとめたものは何かということを目指す必要があるのではないかと。

そこから始めて、それができると、新たな発想で新商品ができたり、それから販路が拡大することもできるだろうと。それを、またそうなったら情報の拡散を市民と一緒に進めていく必要があるのではないかというようなことですね。

そういったことから、その目標としては事業支援をしていく、販路拡大については先ほど出ましたECサイトですとかそういったものもあるでしょう。そういったことから、これがどんどん市外のほうに伝われば、恐らく目標到達点としては市民の誇りが生まれて、新城のいいモノが確立していくだろうという意見だったんですね。

それでも、委員の中では、じゃあそれを煮詰めていくと、まだまだ難しい点があるということから、今のことをまとめたのが先日御報告した、その上でのこの基本計画案だったんですね。

なお、それを専門家や委員の皆様方で1年間たいていただいて、今言った目標にどうやっていくのかということと1年間、この条例をもしお通しいただければ、各委員でしっかり1年間このことを御議論いただいて、今の目標に向かっていくと。ゴールというのは、市内業者が稼ぐことの道を開いていくということと御理解をいただきたいと思います。

○小野田直美委員長 では、ほかに質疑はあ

りませんか。

佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 1点、いただいた新城公共商社基本計画の中の一番最後のページ、7ページに大きな4番で新城公共商社設立審議会ということで、「設立審議会を設置します」ということが書いてあって、その次に5、事業スケジュールとあって、事業スケジュールが令和3年度から令和7年度まで書いてあります。

これは、見れば恐らく、出来上がった新城公共商社のスケジュールだと思うんですが、私がお聞きしたいのは、設立審議会のスケジュール、こちらの事業スケジュールの中に審議会がどういう形で関わってくるのかというのがちょっと分かりづらかったので、この事業スケジュールの中に、審議会のスケジュール、立ち位置のようなものを少し説明していただけたらと思います。

○小野田直美委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 今、委員おっしゃられたとおり、資料の5番目に事業スケジュールとございます。内容につきまして、ちょっと合わさった形になってしまっておりまして、分かりにくかったかと思います。

設立審議会の役割、それから今後設立する新城公共商社、合わせた形のようなスケジュール、令和7年度までのスケジュールに記載されておるかなというところで、すいません、分かりにくくて申し訳ありませんでした。

まず、来年度、令和3年度につきましては、こちらは今後公共商社を設立するに当たって、作業的に進めていく内容が書かれてございまして、そこに審議会としましては助言をしたり、調査、審議したり、この資料で行きますと一番上にデータベースというのがございまして、事業者カルテを作成するに当たってはその事業者の選定基準であるとか、それから商品の選定基準などを審議会に諮りながら、来年度、4回ほど審議会を想定しております

けれども、来年度のその4回の中で随時審議会に諮りながら進めていくというのがこのスケジュールの内容になっておりまして、幾つか情報発信やスケジュール、想定されるものとして載せておりますけれども、設立審議会としてはこうしたスケジュールの中で、要所要所に関わりながら、助言したり、場合によっては調査をし、審議するという役割を果たすという形を考えておるといところでございます。

○小野田直美委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 そうすると、今回は公共商社の設立審議会を設置する条例なんですけど、何か今伺いますと、設立審議会と公共商社がほぼ同時に立ち上がるような、立ち上がって事業は始まっていくような感じに受け取れたんですが、どちらかという今審議をしようとしている設立審議会というものがきちんとできて、その中で公共商社はどういう形がいいのか、どういう姿がいいのかということがしっかりと調査なり、審議をされて、公共商社がきちんとしたものが設定をされて、その公共商社自体をまた議会も含めて承認する、しないというのがあって、公共商社が設立されるというイメージでおったんですが。

何か、今伺うともう既に、令和3年度の頭から公共商社が設立されるというようなイメージに受け取められたので、そのあたりを詳しく説明してください。

○小野田直美委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 すみません。委員がおっしゃられるとおりでありまして、まずは設立審議会が、来年度、お認めいただければ審議会の中で今後設立する予定の公共商社をどういった組織の在り方がいいのかとかいうのも含めて調査、審議していくと。

並行して、事業者のデータベース作成については、要所要所の基準について意見を述べたりだとかそうした関わりはございますけれども、まずは設立審議会が先にスタートし、

その後公共商社としてどういった形のものがあるかというのを含めながら検討し、設立していくという流れでございますので、委員がおっしゃられた内容のことでよろしいかと思っております。

○小野田直美委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 そうすると、先ほど伺いました基本計画の7ページの事業スケジュールのどのタイミングで公共商社そのものが正式に設立されるというスケジュールなのか、分かるでしょうか。

○小野田直美委員長 三浦企画部長。

○三浦 彰企画部長 すいません。スケジュールのことでございますので。

ただ、この条例案を見ていただきますと、まず市長からこの審議会、これは条例案でございますので、条例をお認めいただいた後の話になりますが、その段階で市長から当然審議会に諮問をする、この内容というのは新城公共商社設立に関する事項、これについて多分諮問されるわけです。

ですので、設立に関してここで御議論いただく。当然、諮問でございますので、これは大変重いというか、内容が大変なことになると思いますけど、まず答申を待って、その答申に基づいて、ではそういった答申から新城公共商社設立に関する事項、在り方、そのものはどうなのかということが出てきますので、当然その段階で議会には御報告を申し上げ、そしてそれがどういう形で一遍になるのか、順次長い時間軸の中で公として、昨日も基本計画の中でその役割を申し上げましたが、やっていくのか、この辺が出てくると思います。

今、これをどうなんだと言われても、非常に厳しいものがございますので、私どもがこうあるべきだというのは僭越でございますので、この答申を待って進めていきたいと考えております。

○小野田直美委員長 佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 すみません、それは十分分

かっておりますが、この7ページのスケジュールのところ、現時点で想定しているものと、要するにイメージとしてこういうふうに想定していますよということですので、それは十分分かっているの、じゃあ取りあえず想定したこのスケジュールの中の想定した設立時期、このイメージ図の中で想定したのは、ここで設立がなされて、こういうスケジュールを想定しているということをおっしゃっていただければ、例えばこれが令和3年の4月に設立されたら想定してこういうスケジュールですよと言われれば、実際に設立できるのが12月だったら、ああ8か月これが全部後ろに行くんだなというイメージができるので、いつ、このスケジュール表の中で、いつ設立を想定してこれをつくったのかと、それをお答えいただければと思います。

○小野田直美委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 スケジュールの中に、新城図鑑、仮称ですが、カタログ新城図鑑という行がございますが、令和4年度からこのカタログ作成で、まずは無料配布というのを想定させていただきましたので、公共商社の設立時期としましては、令和4年度当初か令和4年度中にスタートができることを想定したスケジュール感でつくらせてもらったものであります。

○小野田直美委員長 ほかに質疑はありませんか。

滝川健司委員。

○滝川健司委員 今のやり取りを聞いて、何となく分かってきたんですけど、今までの資料だけだとちょっと矛盾しているような気がした。

確認しますけど、第2条の諮問に応じて、先ほど部長が言ったように答申する。これは条例案が通れば諮問して答申する。その期間というのが、令和3年度いっぱい、どういう想定ですか、それ。答申してすぐって、答申してそれからしばらく準備して、やっと設立、

令和4年度からスタートするのなら、もう令和3年度のある程度早い段階で答申がなければ、準備の動きができませんけど、それについてまず確認します。

○小野田直美委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 いま現在の想定でございますが、令和3年度中に答申を得まして、それを踏まえ、令和4年度、先ほど当初と申し上げましたが、令和4年度、早い時期になるのか時期はまだ未定でございますが、令和3年度いっぱいをかけて答申を頂き、それを踏まえ、令和4年度にスタートすることができればなという想定であります。

○小野田直美委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 先ほど説明の中で、令和3年度に4回ほど審議会を開くって、1年かけて4回しかやらなくてそんなにできる、4回までだったらもっとさっさとやればいいと思ったけど、そういうことならそれでいいんですけど。

ちょっとほかの質問に入っていきますけども。

頂いた資料だと、マーケティング調査結果、報告書、システム構築成果品、新商品開発結果、事業中止のため資料はありません。ということは、その検討会で必要としていた資料が全然できてないけど、見切り発車で、フレーミングだけ、審議会つくってしまえっていうふうに見えてしまったんですけど、この審議会がこれからマーケティング調査やったり、システム構築やったり、こういうのを今からやっていくのか。そういうものなくして審議会になった、なぜそういう形を取らざるを得ないのか、市長任期が迫っているのだからとつくってしまえなのか分かりませんが。

一番必要なことだとか、こういう調査は置き去りにされてしまって、検討会のメンバーの方がそのままこの審議会のメンバーになるのかどうか分かりませんが、その辺もあと聞きますけども、その辺の考え方、いいん

ですか、これ。

○小野田直美委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 今年度予定をしておりましたニーズ調査であったり、新城のブランドを上げるための大学と連携するような調査等予定をしておりましたが、コロナの状況もございまして、動くことができなかったという現状がございます。

来年度、滝川委員が今おっしゃられた商品であるとか、調査、来年度にデータベースを作成していく中で、事業者カルテというものをつくっていく予定でありますけれども、その中で来年度明らかにしていくという想定が今、考えているところであります。

その都度、都度ですので、まずは事業者カルテ、それから事業者の選定をどういう基準で持っていったらいいとか、そういうふうなことをまずは審議会で諮りつつ、それを踏まえてヒアリング調査をしたりとか、平行して情報発信のためのSNSやWebページ等の構想をつくったりとか、段階ごとにそれを審議会にかけながら進めていくという想定でございますので、年4回、少ないかもしれませんが、できればそのぐらいはやりたいと思っておりますので、そんなスケジュール感で今はいると。

9名の準備会委員、今年度話を進めてきました準備会委員さんがそのまま審議会のメンバーになるということではございません。先ほど申し上げた飲食業や旅館業や観光業やいろんな方に参加していただいておりますが、今後は公共商社の今度はプレイヤーといいますか、実際に事業者として関わる方々になってくると思われまますので、審議会のメンバーとは異なると考えておまして、条例で挙げております4名以内というところで、審議会のメンバーは固定をさせていただいてその都度検討してきたものを調査、審議をしていくための審議会と、そんな位置付けを想定しておるといところであります。

○小野田直美委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 やり方は分かりましたけども、ということは、この令和2年度でやり残したこういったいろんな調査やあれば、令和3年度検討会がまた引き続き存続して、そこで受け入れるの。でないと、本来は令和2年度にこういった資料を基に基本計画に反映する資料だったと思うんですけど、それができてないのにもかかわらずもうスケジュールができ、基本計画までつくってしまった。何かおかしいような気がするんだけど。形だけの計画になったのか分かりませんけど。

その計画に必要なデータがこのマーケティング調査、報告書だったりシステム構築、あるいは新商品開発というものが必要だからそれを発注して委託してあったと私は思っていたんです。それをそれで確認したかったので、資料請求したんですけど「ありません」というか「できていない」。できてないけど、基本計画はつくってしまいました、それはないけど審議会はやっていきますということは、何か矛盾というか、ちょっといいのかなという疑問であるんですけども。それで先ほど言った見切り発車的な取組ではないのかなという。

そういう事情でこういった作業ができなかったなら、それはやっぱりしっかりそういった作業をしっかりした上で、本当に採算性とか、将来性とかいろんな経済的な部分とか、そういったものをした上で、それを反映した基本計画なりをつくって、商社設立のための審議会という流れの中でなら分かるんですけども、その辺が曖昧なふうに感じてしまったということです。

実際、まだこれが今、令和2年度にやり残したことを令和3年度のデータベース化とか、フォーマット作成とか、これが該当してくるのかなということなんですけども、新商品開発もカタログの中に商品を載せるんだから当然新商品を開発したり、既存の商品の中から

そういったものをビップアップする。そういう作業は、また外部委託してしまって、今度は検討会は存続しないんだよね、検討会も並行して存続しておるのかどうか。そこが、精査した上で審議会へ上げるのか、いきなり審議会へぼんと行くのか、今の説明だと理解できなかったんですけど、再度お願いします。

○小野田直美委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 今回、新城公共商社基本計画としてまとめさせていただいたもの、基本の計画でございまして、細かいところまではこの中に反映せずに、趣旨や目的など大まかな方向性として基本となる計画として示させていただいたところです。

来年度、令和3年度におきましては、今年度の準備会は引き続き予定はございません。委員それぞれに関わっていただくことはあると思いますが、準備会としての動きというものはございませんで、市が事業者カルテの作成であったり、いろいろなニーズ調査やそうしたものを委託させていただく中で検討していくと。それを審議会に諮り、御協議いただくと、そうした流れを想定しております。

○小野田直美委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 検討会は存続しないと。それで、この基本計画作成までで役割を終えたということは理解しました。

やり残した仕事は、検討会とは別にこういった資料、データは並行してつくりながら審議会にその情報を提供して、審議会の中で設立に必要な事項って、これ必要だから準備していると思ったんだけど、まあいいわ、それでやっていくと。

年4回でそこまでできるのかなと思ったんだけど、で、設立に必要な事項を調査、審議し、市長に答申する。その答申を受けて、令和4年度以降に設立をします。そういうところもまでは確認できました。

それで、検討会のメンバーは審議会のメンバーとはダブっていないということも確認で

きました。

審議会のメンバー、委員は4人以内で組織するというので、本会議の質疑等でも産学金官ですか、それ最初に決まってしまってますよね。産業界、学識経験者、官は副市長で決まってしまってるよね。それで、その他というとこれ金融機関なのかということですか、ですよね。そうすると、もうそこで頭でっかちな審議会ができてしまって、この中に女性は想定しているのかということと、消費者目線としての意見とか、必要なことを述べる委員が入っているのか、4人に入れられるのかなってというのが疑問に思ったんですけど。

そういうことも踏まえた上で、4人という設定を、どういう基準でこういう4人になんかで、4人でできるのかなっていうのか、もっと違う発想、若い発想、頭でっかちの組織にならない委員構成でない今この時代についていけない。ある程度固まった方ではなかなか先端的な、新しい発想にはいかないような気がしたんですけど、その辺についての4人とした理由と女性の社会進出というか、男女共同参画とかいいながらこの中に女性を入れられる余地があるのかどうかを確認します。

○小野田直美委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 この4名以内を想定した審議会の組織でございまして、これから人選をしていくというところがございますので、その中で女性の登用もこの人をお願いしたいという方がもしもお見えになれば、その方をお願いしていくことになるだろうし、今年度進めてまいりました準備会のメンバーの中でもお願いをしたい、これまでの経緯も承知しているのでお願いしたいという方が見ればその方をお願いする場合もあろうかと思っておりますので、この審議会条例をお認めいただきましたら、早速人選に入っていきたいなと思っております。

○小野田直美委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 大体、メンバー、今、頭に

浮かんでしまったものですから、金融機関の女性も頭に浮かんじゃったんですけど、それはよしとしましょう。

という形で、今、JOCも理事を女性を半分以上とかいって、例の問題やってますけど、この4人というのがどうも引っかかるんですけども、そこまでできると、これほとんど下準備した事務局の仕事を「はいはいはい」でやっていくような組織になってしまうのかなと思うんですけど。

やっぱりもう少し多様な意見と消費者、この中に消費者がおるかどうかわかりませんが、実際にユーザーとなる者、あるいは新城市とは関係のない本当に第三者の目で意見を言ってもらえることができるメンバーは、とてもこの中には入らないと思います。

この人数を4人と書かれてしまっているの、例えばもう少し倍の8人以内にしておけば、別に8人にしなくても以内なら何とでも対応できたのに、あえて4人以内として4人その条件を決めてしまったりというやり方、ちょっと融通が利かないし、流動的というか、狭めてしまっているような気がするんですけど。それは、今、条例案で出てきてしまっているもので、修正するしかないんですけども。

こういった形でスタートしていくのはいいんですけど、最後に確認しますが、公共商社自体は、システム的なことなのか、公共商社自体が収益を上げるような組織体になっていってしまうのか、公共商社はあくまで稼ぐ手法を市内業者の人たちに提供する組織なのか、それとも稼ぎながら市内業者とも一緒に稼ぐのか、どういうスタンスなのか。

要するに、商社自体が稼いでしまったでは市内業者はそこへ商品を納める下請になってしまう。あくまで、市内業者のことを考えるんだったら、この市内業者が稼ぐための手法だとか、間接的な媒体だとか、いろんなアンテナ付けるということをする組織だと私は思っていたら、市長の答弁の中でも出資形態だ

とか、出資の方法だとか、組織の形態だとかというんで、あれちょっとこの商社自体が収益を上げるような組織を目指しているのかなという、イメージと違ってきてしまったんですけど。

認識としては、私はあくまで市内業者の人たちの販路を拡大したり、収益の向上を目指すそうしたものを手助けするための組織とデータなり、いろんな手法を提供する、触媒みたいな役割をするのが努めかなんていうイメージを描いていたんですけど、この商社が稼いでいては本末転倒ではないかと思えますけどいかがですか。

○小野田直美委員長 三浦企画部長。

○三浦 彰企画部長 今の御指摘の点、そのとおりでございます。したがって、手助けをするというのがこの商社の趣旨でございます。

ただ、答弁の中で市長が、商社の在り方について出資とかいろんなことを申し上げたのは、当然この基本計画の中にあります公共商社の役割、いいモノを見つけるとか発信するとか、そういったことを事業として行っていく上でどうしても運営というものが出てきますので、そういった中で申し上げたことで、出資をするから地域や特に商いをされている方の民業圧迫というものにはならないということで申し上げたということで理解をお願いしたいと思います。

○小野田直美委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 そういうことならいいと思いますが、出資という言葉が出てしまったら、また山湊みたいに共同、官民の出資でという形になると、組織形態によるけど株式会社とかそういった法人的なことをとれば当然経営という形での利益を上げなければいけない。基本的に、また出資金を食いつぶして終わってしまうような組織になる。じゃあ、その組織を維持するためのある程度の必要な経費をどうやって今後生み出していかとか、

出資だけに頼るべきなのかとか、いろんな課題があると思うんですけど、それはこれからの審議会の中でも議論されていくことかと思えます。

大体イメージがつかめてきましたけども、先ほど言った委員4名というのがどうも引かかるし、本会議の中でもその経緯についての質疑があったと思うんですけど、これを実際に人選してみても、やっぱり4人じゃ少ないよとか、4人で決めてしまったから4人でやるのか。流動的に、もう少し増やすために条例改正、後からするのかとか、それができなければこの場で修正してしまうけどということを使う必要はないんですけど。

その辺が引かかっておりますので、これはそちらに聞くことではないものであれだけ、そういうふうなイメージを描いております。それだけです。

○小野田直美委員長 よろしいですか。

○滝川健司委員 とりあえず質疑を終わります。

~~~~~  
○小野田直美委員長 では、ここで5分間、換気のため休憩します。

休 憩 午前10時22分  
再 開 午前10時26分

○小野田直美委員長 では、再開したいと思います。

~~~~~  
では、ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 質疑なしと認めます。質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、第3号議案 新城市新城公共商社設立審議会条例の制定について、

私は反対の立場で討論いたします。

るる説明を受けてきましたが、条例を通すことが目的で条例ありきという感じを非常に受けております。税金を使ってスタートするこの公共商社が、決して仕組みが悪いとは思わないんですけど、この商売の点から見ると果たしてうまくいくのかどうか、大変疑問に思っています。

それは、第三セクターが全国の過去の事例を見ましても、最終的に失敗しているんです。それは、先ほど言った税金を使ってスタートしますから、今回も審議会、これも予算が伴っておりますし、当然条例が通ればこのシステムをつくっていくのにお金が要ります。そういう条例ありきでこのデータベースをそろえるとか、いろいろな話が出ておりましたけど、大学の教授や行政が商売をうまくやるというのは非常に信じがたいんです。

当然、机の上ではうまくいくような話合いも出ますが、根本的には私、市長がこの16年間の間に人口対策とかいろんなことをしなかったせいで、まちづくりがしっかり発揮されずに現在の新城市を見ればシャッター通りになっていて、これは本当に再生できるかという状態だと思うんです。

市長が今回去っていくんですけど、宿題を今さらつくって、それを行政側と残った商売をしている商工業者に果たしてこれは新城市の現在の状況から回復できるかというのは、これはどうも私は納得できないので、先ほど話をしましたが、山湊が失敗した経験が果たして役に立っているのだろうか。こういう轍を踏むようなこういうものの条例がスタートすることは非常に理解できないということで反対といたします。

以上です。

○小野田直美委員長 ほかに討論はありませんか。

佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 それでは、だたいま議題と

なっております第3号議案 新城市新城公共商社設立審議会条例の制定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

本議案は、商社の設立審議会条例の制定でありますので、直接新城公共商社がどうであるということではないと思いますが、あえて申し上げれば、先ほどの説明等でこの新城公共商社は自らが稼ぐ存在ではなく、新城の稼ぐ力を後押しする存在であるという計画で進めるということでありまして、何よりこの議案が、要するに新城公共商社の設立に関して調査、審議するための審議会を設立する条例の制定でありますので、具体的に新城公共商社の設立に向けて様々な調査、審議をしていただいた上で、よりよい公共商社を設立していただくという目的でありますので、私はこの議案に賛成をいたします。

○小野田直美委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 討論なしと認めます。  
討論を終了します。

これより第3号議案を採決します。

賛否両論がありますので起立により採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小野田直美委員長 起立多数と認めます。

よって、第3号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第39号議案 市有財産の無償譲渡を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

滝川健司委員。

○滝川健司委員 この南畑1番地の1つて、どこでしたっけ。あれ、八幡の交差点の角。中西元教育長の前というか、横の道路沿いのことでいいですね。場所、分かりました。

ということは、あそこの詰所は新城分団の5班だった。それが、再編成して、いつから空いてて、その間は地元が管理していたということを書いてたんですけど、建物はあくまでその間も市の所有だったはずですので、市はその間、管理は携わってなかったのか。地元が防災倉庫で使っていたのかということらしいんですけど、その間、今回議案が上がってくるまでは、当然市に管理責任があったと思うし、火災保険でしたかそういったものはちゃんと市がしっかりやれていたのか確認します。

○小野田直美委員長 中山資産管理室長。

○中山恭成資産管理室長 あそこは、新城分団第5班の詰所でございます、それが令和2年の4月1日に3班に再編をいたしました。その4月1日からは、もちろん市がまだ所有しておるんですが、今までの間は橋向区のほうに行政財産の目的外使用で貸しておって、いま現在もう防災用倉庫として活用しておるということでございます。

○小野田直美委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 土地の所有がどういう形態になっているんでしょうか。

○小野田直美委員長 中山資産管理室長。

○中山恭成資産管理室長 土地につきましては、庚申寺さんの所有でございます、それは4月以降はまた新城市が無償で貸与していくという格好になります。

○小野田直美委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 今、何、庚申寺の土地だけど新城市が、所有権が移るということ。

土地はあくまで庚申寺なので、今までは新城市と庚申寺の無償貸借なのか分かりませんが契約で、この所有権が橋向区に移った後は、橋向区と庚申寺の賃借契約になって、無償化どうか分かりませんが、そういう所有形態は、土地の所有者は変わらないけど、ということですね。

○小野田直美委員長 中山資産管理室長。

○中山恭成資産管理室長 所有者は庚申寺さんです。今までは、橋向区が賃借しておったということでございまして、4月以降につきましては、それが市が無償で賃借していくと。

○小野田直美委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 今、今までは橋向区と庚申寺が土地の賃貸借契約をやった。で、今回、橋向区に建物を払い下げると、今の説明だったら市と庚申寺のって言ったけど、別に市が関わる必要は出てくるんですか、それ。

○小野田直美委員長 中山資産管理室長。

○中山恭成資産管理室長 建物は区のほうへ無償譲渡です。登記上は未登記なもの、建物は未登記なものでありまして、登記上はどこにも所有されていない格好になります。

土地につきましては、今まで橋向区なんです、その後はまた防火水槽もあそこにあるものですから、それも含めて市が借りていくということになります。

○小野田直美委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 防火水槽は市と土地の所有者と契約するのは分かりますが、詰所が建っていた土地、防火水槽の上に詰所が建っていたならそれでいいけど、詰所が建っている土地は今後市とは関係なくなる土地じゃないの。防火水槽があるところは関係あるでしょうけど。

○小野田直美委員長 答えられますか。

滝川委員、申し訳ない、もう一度、まとめて質疑お願いいたします。

滝川健司委員。

○滝川健司委員 分かっているよね、私の質疑。

○中山恭成資産管理室長 すみません、もう一度お願いします。

○小野田直美委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 今までは、橋向区と庚申寺さんが賃貸借契約して、そこへ市が消防詰所を建てさせてもらった。それは未登記であった。今回、橋向区に建物を無償で払い下げます。で、土地はっていったら、土地はもともと

と橋向区と契約していたから別に市が関わる必要はないのに、土地については今後市が管理してきますといったので、あれ何でそんなところに市が関わる必要があるのかなと思ったら、まだ防火水槽がある。

だから、防火水槽の部分については、当然市が地主と賃貸者契約なり、無償のケースもありますけども、契約することは分かりますけども、じゃあ建物が建っていたところは市とは関係ないよねというだけの話で、そうですって言うてくれればいいんだけど。

○小野田直美委員長 中山資産管理室長。

○中山恭成資産管理室長 そのとおりですが。

○滝川健司委員 はい、分かりました。

○小野田直美委員長 では、ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○小野田直美委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小野田直美委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第39号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小野田直美委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第48号議案 名号温泉施設の指定管理者の指定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山田辰也委員。

○山田辰也委員 この第48号議案、本会議でも質疑を聞いておるんですけど、この指定管理で温泉経営しておりまして、もう1つのほうはゆ〜ゆ〜ありいなもあります。

この名号温泉というのは、私の聞いている限りでは大島ダム関連で設立されたと聞いておりますけど、この設立の経緯というのはどのような経緯だったのでしょうか。

○小野田直美委員長 松井鳳来地域課長。

○松井康浩鳳来地域課長 今、申されましたように、大島ダムの地域振興策の1つとして設立をされております。平成13年5月にオープンして運営をしております。名号地区の地域振興の1つとして建設されたものでございます。

○小野田直美委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 温泉部分もあって、一時は大変名号温泉梅の湯、行かれる方も多かったんですけど、とうえい温泉に少し追われてしまってこういうふうな売上が落ちてきているのを聞いておるんです。

ということは、この名号温泉の組合、ダム関連で基金があったということなんですけど、この基金が少なくなったというのがこの1年になったという関連なんですか、伺います。

○小野田直美委員長 松井鳳来地域課長。

○松井康浩鳳来地域課長 資料要求でお配りしました決算関係資料にもございますように、内部留保としましての純資産が年々赤字続きであったために減ってまいりました。

そういうことも踏まえまして、今後コロナ禍でお客も減っておるということで経営も見通せないということもございまして、継続するのか、終了するのかということの検討もあるということで、今回は1年ということをお願いするものでございます。

○小野田直美委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 お湯もいいし、設備もきれいということなんですけど、コロナ関係が一番の大きな原因だったというわけでしょうか、伺います。

○小野田直美委員長 松井鳳来地域課長。

○松井康浩鳳来地域課長 コロナが一番とい

うことではないと思います。減っている現状は確かにございますが、以前から赤字が続いておるということですので、それが大きいものと考えます。

○小野田直美委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 すごく残念なんですよ。

では、今後のこういう経営状態によっては今回1年なんですけど、もしかしたら他の指定管理に回ってしまう可能性もあるということでしょうか、伺います。

○小野田直美委員長 松井鳳来地域課長。

○松井康浩鳳来地域課長 終了ということもあるだろうし、継続ということであれば今の名号事業組合がやるのか、もしくは民間の事業者さんということも検討していくことになります。

○小野田直美委員長 では、ほかに質疑はありますか。

長田共永委員。

○長田共永委員 非常に組合の方の苦渋な判断で、こうした判断もあれなんですけど、致し方ない部分が、今までの運営等に御苦労かけて感謝申し上げたいんですが、この決算の関係資料を見ておると、当期純損失が当然多くなっておって、次期繰越剰余金が今140万円ということで、これ年途中に出資金等手を付けざるを得ない状況になる可能性があると思うんですけど、修繕積立金等の現金部分のところ。

これ、組合の方と少しよく話しておいたほうがいいと思うんですけど、出資金までにお金を使っていく可能性のほうが、この決算状況を見ておるとその推移ですね、その可能性が高くなるんですけど、1年間これ出資された方だとか、そうした部分のケアというのをどのように考えられて1年という、途中で手を付けないといけない状況になりそうな、これ見る限り、誰が見てもそう思うと思うんですけど、そこら辺の話合いてできていますか。

○小野田直美委員長 松井鳳来地域課長。

○松井康浩鳳来地域課長 その辺の心配、御指摘のとおり組合のほうでも考えております。

こちらのほうもこの数字を見れば、残念ながらそういうこともあり得るとは思っておりますので、その辺も含めて十分な検討をしていきたいと思っております。

○小野田直美委員長 長田共永委員。

○長田共永委員 これ、形状が事務組合ですよ、これで。事務組合の会計上の問題のところを、さすがに、要は地域の人々の組織だから、これはそこら辺少なくとも明確に指導をしてあげないとかわいそうかなと。一般の、要は組合とは少し違う部分があるので、そこら辺を行政として手を差し伸べるべき、簡単なことを言うと、お任せしておいて指定管理させておいて、純損失がバンバン出ておって、次期の繰越し、もうかった順に食いつぶしておるといった状況で見過ぎてきたというのも、我々もそうなのかもしれないけど、そこら辺の事実がありますので、そこら辺のケアの部分、ちょっとお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○小野田直美委員長 松井鳳来地域課長。

○松井康浩鳳来地域課長 御指摘いただきましたので、その辺も十分考えていきたいと思っております。

○小野田直美委員長 ほかに質疑はありますか。

滝川健司委員。

○滝川健司委員 似たような質疑になるかもしれないけど、ちょっと違う観点から聞きます。

この施設の建設の経緯だとか指定管理の経緯等も踏まえてあれですけど、これまで確か5年ごとで、直前が3年だったんですね。そして、今回1年。ずっと数字を見てましても厳しい数字が続いている状況の中で、また長期間の指定管理やまた途中で問題が発生するという経緯もあって、議会としてもその辺のことを配慮した指定管理期間にさせていただ

たと理解しております。

先ほど、長田委員から繰越金、余剰金と出資金、積立金、純資産が令和元年度1年残で1,100万円という。

470万円の出資金があるんですけど、これは何口で何人の方が出資されているんでしょうか。

○小野田直美委員長 松井鳳来地域課長。

○松井康浩鳳来地域課長 出資金につきましては、1口5万円ということになっております。名号区民のほうから68口、それから名号区としまして26口、合わせて94口で5万円を掛けまして470万円となっております。

○小野田直美委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 では、区は別として、実際68人といってもほとんど名号全員、全員といっているのかな、でよろしいですか。

○小野田直美委員長 松井鳳来地域課長。

○松井康浩鳳来地域課長 名号区民のほぼ全員と考えていただければいいと思います。

後から引っ越してこられた方とかいう方は入っていない方がおみえになります。

○小野田直美委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 ちょっとこの経営状況の報告書だけだと細かな数字がないし、いろんな、借入れ等がないという前提でお聞きしますけど、借入れ等が発生していない。令和2年度の時点で、令和2年度、今年ですよ、今年追加の補正予算第14号では、名号温泉に休業中の補償費として377万円の計上がされています。これによって、何とか収支が令和2年度はとんとんになるのか、それとも余剰金まで食い潰してしまっていて、出資金まで食い潰す状況に令和2年度はなっているのか、その辺はいかがですか。

○小野田直美委員長 松井鳳来地域課長。

○松井康浩鳳来地域課長 出資金までは、食い潰さずにいけると見込んでおります。

○小野田直美委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 とすると、令和2年度でも

実質そういう状況に陥る、令和3年度1年間指定管理した場合、この収支状況とコロナの関係もあるんでしょうけど、どういうことが予測されるかという、結局赤字の損失の額にもよりますけども、出資金にも、出資金の前に修繕積立金を取り崩せればそれを使うのかなって思っているんですけど、修繕積立金があるもので、取りあえずは令和3年度1年間の指定管理をしても何とか出資金には手を付けずにいくのかなと思うんですけど、そういう状況で理解してよろしいですか。

○小野田直美委員長 松井鳳来地域課長。

○松井康浩鳳来地域課長 まず、やはり修繕積立金のほう、無理な場合はそちらから先に取り崩すことになると思います。

○小野田直美委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それは、規約とかその辺があるんでしょうけど、そこまで聞かず。

それで、取り崩せは何か令和3年度はやっていけると。

先ほどの答弁の中で、今後状況によっては、指定管理をやめるといふか事業をやめる、あるいは組合解散、あるいは民間の他の事業者指定管理を依頼する。あるいは、今の名号組合に指定管理料を市から払ってまで継続させるつもりなのか、根本的な市の考え方をお伺いします。

○小野田直美委員長 松井鳳来地域課長。

○松井康浩鳳来地域課長 指定管理料を支払うかどうかも含めて、検討をしていきたいと思っております。

○小野田直美委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 検討していきたいというのは、令和3年度中にその答えを出すという意味なのか、組合との協議は今の時点でどういふ協議をされているのか、もうこの話は大分前からこういう状況が市側も名号側も自覚している、分かっていた状況ですよね。

それを踏まえて、ここまでするずるとは言いませんけども、指定管理を続けて組合側も

内部留保があったから何とか耐えてやってこられた。その状況が、コロナの状況で一気に追い打ちがかかって、もう継続が難しいとお互いに判断した場合に、もう完全に閉鎖するのか、さっき言ったように新たな指定管理者を求めるのか、それとも名号地区の雇用とかいろんなこともあるし、地域活性化と過疎化の衰退を留めるためにも市が指定管理料を払ってまで施設を維持するのかなとか、その辺をはっきりした上で、それじゃあと1年やりましょう、じゃあその間にしっかりとその辺の方向付けをやってくださいなら、議会としても指定管理をやむを得ない、1年それではというような。

その先のことについての見通しがないうちに、1年後また同じ議論を繰り返すことになっていきますけども、で、私は聞いています。

○小野田直美委員長 尾澤鳳来総合支所長。

○尾澤潤三鳳来総合支所長 今回の状況については、名号事業組合と支所、市のほうと協議をしておるところなんですけど、今回1年という形をお願いしている中で、その1年の中で先ほど松井課長が言いましたように、廃止を含めて継続を検討すると。

その検討する中には、先ほど民間にという形でもお話ししましたが、公募とか任意継続、名号事業組合が続けていくということも想定しておるんですけど、仮に名号事業組合がする場合ですと、現在内部留保でそれを食ってやってきたというところがありますので、先ほど言いましたように指定管理料というのでも検討するのかなとは考えております。

それを、令和3年度上期、4月5月6月、現在も検討しておるんですけど、その間に検討する中で、スケジュール的にはもし公募とか民間となりますと、8月ぐらいには公募しないといけない。任意継続になりますともう少しあれなんですけど、でも予算的なものもございまして、その上期の中には検討しますという形で、組合とはそういうお話をして、

公募、廃止も含めて任意継続、指定管理料の有無も考えてということでお話をし、今回あと1年は任意継続で名号事業組合が運営するという形で今回の指定管理の議会上程ということをさせていただいております。

○小野田直美委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 分かりました。そのための1年間の指定期間だと理解しておきます。どっちにしてもいろんな準備だとか、任意継続の指定管理料支払いの場合でも、予算的な数値が8月過ぎには方針を立てないということと理解しておきます。

次の1年後にまた同じ議論がされるときにはしっかり方針が出ていないと、また同じことの繰り返しですし、議会のほうも改選を迎えて人が変わっているし、経緯も知らない人たちが入ってきて、また訳の分からないことにならないようしっかりとさせていただきたいと思えます。

1つ気になっているのは、任意継続の場合でも、この施設で働いている従業員の方というのは地元の方ですよね、ほとんど。それとも、外部の人である程度若い人たちが働いているのか、それとも地元の高齢化した人たちが働いているのかとか、その辺によってはまた今の方針も変わってくるでしょうし、地元の人たち、年いってたらこの施設維持できないよになってしまうのかとか、そういう状況も配慮しているのかなと思ったんですけど、その辺についてはいかがですか。

○小野田直美委員長 尾澤鳳来総合支所長。

○尾澤潤三鳳来総合支所長 今の従業員の方、当然組合長とか役員は組合員からということで、名号の組から選出されておりますが、従業員の方については、今、名号地区の方で働いている方というのは2名ほどでございます。

全体でアルバイトも含めて15名ほど、庶務とか食堂部門とか、温泉部門でそれぞれ人数おるんですが、新城市内の方が名号を含めて13人、市外の方が2名と。この4月1日現在

では15名の方が働いているというところがございます。

○小野田直美委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それだけを確認できましたので、そういった人たちの雇用の問題もあるでしょうし、その辺についても継続にしても、いろんな方向性を出すにしても関わってくるのかなと思いますので、そういったことを検討するための1年と理解しておきます。

以上、終わります。

○小野田直美委員長 ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○小野田直美委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第48号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第49号議案 辺地に係る総合整備計画の変更を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

佐宗龍俊委員。

○佐宗龍俊委員 それでは、第49号議案の辺地に係る総合整備計画の変更について、5か所の辺地の計画変更が示されておりますが、それぞれ事業内容が変更されたのか、それとも事業内容の変更はなくて事業費の変更なのか、そのあたりをそれぞれ教えていただきたいと思えます。

○小野田直美委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 それでは、各辺地について御説明をさせていただきます。

事業内容と事業費、それぞれでございますので、1つ目ですが、大和田・東高松・小林辺地、まずそちらでございます。林道と市道がございますが、市道につきましては市道鴨ヶ谷弓木線、新島川橋の設計の見直しによる増額がございましたのでそちらが修正をされているところです。

林道につきましては、幾つかございますけれども設計の見直しによる減であったり、崩土がひどくて改良工事を先にするために、その後に舗装をするという时期的な変更がありましたので、令和3年度をずらしたというような変更がございます。

そのほか、新規でございますが、高松田代線の危険地対策としまして、地元からの要望によりまして新規の路線の工事を増加すると、そのために費用が増加したというような変更がございます。

次に、守義・木和田辺地でございます。こちらについては、新規にノッカド線という林道でございますが、地元要望がございまして新規に計上させていただいたために増額をしておるところです。

続いて、見代・赤羽根・杉平辺地でございますが、こちらは設計の見直しによりまして費用は減額しております。

それから、田代辺地、こちらも同様で、設計見直しによる改良工事の減となっております。

そして、最後、塩瀬辺地でございますが、設計の見直しによる減、それと事業期間を延長するという事で変更しましたため、それに伴う増額というものが変更の理由になっております。

○小野田直美委員長 では、ほかに質疑はありませんか。

滝川健司委員。

○滝川健司委員 確認します。データでいた

だいて、赤い部分が対象の路線ということでよろしいですか。

○小野田直美委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 変更させていただいたところが赤字で、新規であるとかそうしたところの表示として赤くしてあるところでございます。

○小野田直美委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第49号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第52号議案 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

滝川健司委員。

○滝川健司委員 本条例はいろいろな条例、第1条、第2条、第3条、第4条、それぞれに、国のほうの文言の修正等や加筆はあったかもしれませんが、この「令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る」って、ここまで限定してしまっているんです。これは国のほうが改正した文言なのでこれについてとやかく言うつ

もりはないけど、それをこれまでの措置法の中の新型コロナウイルス感染症というだけではなくて、こういったものでして、細かく表現したというまず改正が、第1条から第4条までであるということで、まずよろしいですね。

○小野田直美委員長 牧野秘書人事課長。

○牧野賢二秘書人事課長 おっしゃるとおりでよろしいかと思えます。

○小野田直美委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それで、第1条、第2条は今までのある職員の関係と健康保険、第3条、第4条が今回のコロナの関係で新城市が独自に設置した条例と理解しております。

これ、条例制定のときも私言ったんですけど、新型コロナウイルス感染症対策基金という今回の定義付けのコロナ単独なんですけど、例えば、違うような感染症が発生した場合に、それではこの条例で対応できるのか、それに等を付けておけば国が最初やったように対応できるのかなと思うんですけど、今回もそこはいじらずに新型コロナウイルス、要するに「中国から世界保健機関」という定義がここにも適用されると思うんですけど、そういうやり方で果たして新たな感染症が発生したときは、また新たな条例をつくるのか、そういうことをやるより何でも対応できるようにしておいたほうが汎用性があるのかなと思ったんですけど、やっぱりその辺は検討しないということですか。

○小野田直美委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 この条例をつくる時も答弁させていただきましたが、まず今回、長期にわたるということが想定されたので、それに特化した基金条例をつくらせていただいた。それで、最初本来すぐ、突発的に動くときは財政調整基金がございまして、まずそちらで措置していきたいという市の考えでありますので、またもし次の新たなものが出れば、で、長期が見込まればまた新たな基金をつくるようになるかと思えます。

○小野田直美委員長 ほかに質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○小野田直美委員長 質疑なしと認めます。質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○小野田直美委員長 討論なしと認めます。討論を終了します。

これより第52号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 異議なしと認めます。よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野田直美委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これもちまして、総務消防委員会を閉会します。ありがとうございました。

閉 会 午前11時08分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

総務消防委員会委員長 小野田直美